

かすかへ

農委だより

令和8年8月発行

第43号

編集・発行
春日部市農業委員会

〒344-8577

春日部市中央七丁目2番地1

TEL.048-739-7087

FAX.048-737-3683

おもな内容

○農業経営及び農地利用に関する調査へのご協力を!!
○認定農業者制度について
○利用状況調査を行います

○稲刈り後の水田管理について
○イノシシに注意!



農業経営及び農地利用に 関する調査へのご協力を!!

春日部市農業委員会では、市内の農地を所有する方を対象に、毎年8月1日現在の農業経営の状況、所有地及び借地における農地の利用状況等を把握するため「農業経営及び農地利用状況に関する調査」を実施しています。

この調査により、農地台帳を整備し、農地法の許可や各種証明書の交付等を行います。ただし、漏れや誤りがある場合には、許可や証明書の交付に時間がかかることがあります。

また、農地に関する今後の意向に基づき、「貸し手」「借り手」のマッチングを行い、農地利用の推進等に活用します。

調査書をお送りしておりますので、変更箇所を訂正・修正の上、変更の有無にかかわらず、同封の返信用封筒にてご返送をお願いします。

盛土等を行う場合は

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称・盛土規制法）が令和5年5月に施行され、埼玉県では令和7年7月1日に県内全域（政令指定都市・中核市を除く）を規制区域に指定し、規制が開始されました。

盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となり、申請等には手数料も必要になります。

なお、無許可で盛土等を行った場合や必要な届出をしなかった場合などは罰則の対象になります。（3年以下の拘禁刑又は1千万円以下、法人の場合は3億円以下の罰金）詳細は、QRコードから埼玉県ホームページをご覧ください。



認定農業者制度について

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法による制度で、効率的かつ安定的な経営改善に取り組む農業者が、「農業経営改善計画認定申請書」を作成し、その計画を基本構想に照らして認定庁（市、県など）が認定する制度です。申請から認定まで1か月程度要します。

農地の利用集積により経営規模の拡大を考えている人や、すでに市基本構想の目標水準と同等以上の経営をしている人は、認定農業者の申請について検討をお願いします。

○主な支援措置

- ・ 農業制度資金で、金利や融資率に優遇があります
- ・ 農業者年金保険料の国庫助成があります。支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となる特例が受けられます
- ・ 農業経営基盤強化準備金制度で、税制の特例措置が受けられます
- ・ 農地流動化奨励補助金の交付対象となります

○認定農業者になるには

- ・ 経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策を内容とする「農業経営改善計画認定申請書」の作成が必要です
- ・ 農業経営を営む区域により、認定庁（市、県など）が異なります

【お問い合わせ】

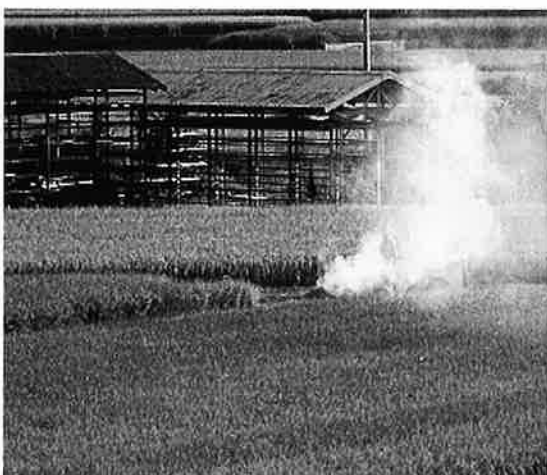
農業振興課 739-7085

野焼きについて

農家が行う稲わらの焼却や、田畑のあぜ道、用水路などの刈り取った雑草を焼却するなど、農業を営むためやむを得ず行う焼却は、特例として法律で認められています。しかし、農業上であっても焼却が認められないものもあります。

- ・ 廃ビニールや廃プラスチックなどの焼却
- ・ 大量の煤煙や悪臭が発生し、周囲に影響を与える焼却

野焼きを行う場合は、天候や風向きに注意し周辺に配慮して行いましょう。



利用状況調査を行います

農業委員会では、農地法に基づき農業委員及び農地利用最適化推進委員が市内の農地の利用状況調査を行います。

調査は、毎年10月から11月にかけて実施します。

調査にあたり、農地に立ち入る場合もありますので、ご協力をお願いします。

調査の結果、遊休農地（耕作されておらず雑草などが繁茂している農地）と判定された所有者の方に「利用意向調査」を実施しておりますので、回答をお願いします。

遊休農地の解消に向けて

利用状況調査の結果により、遊休農地（耕作されておらず雑草などが繁茂している農地）と判定された所有者に対し、①自ら耕作するか②農地中間管理事業を利用するか③誰かに貸し付けるか等の意向を調査するため、農地法第32条の規定に基づく「利用意向調査」を送付します。

調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

農地の適正な管理を

お願いします

農地について権利を有する者は、「農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬ」と農地法で定められています。

農地に雑草が生い茂ると病害虫の発生など、周辺農地や住宅への迷惑となるばかりでなく、ゴミが不法投棄されるなど生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

農地を一度遊休化させると、再び耕作可能な状態に戻すには、多大な労力、時間と資金が必要となります。

農地の所有者等は、農作物を栽培するとともに草刈りなど一年を通して農地の適正管理をお願いします。

経営とくらしに役立つ
情報をお届けします！

農家のための情報誌

全国農業新聞

◆発行日／週一回(毎週金曜日)

◆発行元／全国農業会議所

◆購読料／新聞本紙

月額900円(送料、税込)

電子版

月額700円(税込)

○お申込みは、農業委員会事務局まで

☎048-739-7087

稲刈り後の水田管理について

稲刈り後の水田管理の1つである早期耕うんを推奨します。早めの耕うんは土を柔らかくするだけでなく、雑草の分解や減少、病害虫の抑制にもつながります。

○病害虫の居場所をなくしましょう

ヒコバエ（収穫後の刈った株から生える稲）はイネカメムシ等の病害虫の生息場所となり、再生株での縮葉枯病（しまはがれびょう）の発病も広く見られます。放置すると病気のウィルスに感染する可能性が高まり、翌年の被害が増加します。

イネカメムシはヒコバエを餌にして、成虫の越冬生存率を高めることにつながると考えられています。早期耕うんを心がけ、病害虫の越冬を防ぎましょう。

○稲わらの分解促進をしましょう

稲わらや刈り株が春先まで残ると、田んぼのワキ（硫化水素やメタンガス）の原因になります。

稲わらや刈り株を早く分解させるには微生物の活動が活発な土の温度が15℃以上で、水田がまだいくらか湿り気のある真冬になる前に耕うんするのが有効です。分解を促進することにより、田植え後の活着も良くなり、生育障害を軽減することができます。

また、土壌改良剤や堆肥を投入することで地力を回復させることにより、根の成長を促し高温障害対策にもつながります。

イノシシに注意！

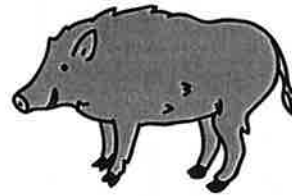
近年、春日部市内の江戸川河川敷を中心として野生のイノシシが数多く目撃されています。イノシシを含む野生鳥獣による農作物被害を防ぐためには、野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりが重要です。

○近づかせない

田畑近くの茂みは、野生鳥獣の格好の潜み場となります。田畑に隣接した土地についても定期的に除草し、潜み場を解消しましょう。

○えさ場をなくす

農作物はもちろんのこと、収穫残さ、米ぬか、生ごみなどが野生鳥獣を引き寄せるえさとなります。野生鳥獣にそこがえさ場だと学習させないように、田畑や家のまわりの環境を改善しましょう。



なお、春日部市では、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、「春日部市鳥獣被害防止計画」を策定しました。有害鳥獣による農作物等への被害実態の把握、被害防止対策の普及啓発、適正かつ有効な捕獲の実施などに取組み計画しています。詳細はQRコードから春日部市ホームページをご覧ください。



農地の賃借料情報

農地を貸し借りする際の目安となる、賃借料について情報提供するものです。

この情報は参考であり、賃借料を決める場合は当事者間で十分協議の上、決定してください。

1. 田（水稻）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借
春日部地域	11,700円	23,000円	5,000円	85	67
庄和地域	8,000円	11,500円	2,900円	221	172
市域全域	9,700円	—	—	306	239

2. 畑（普通畑）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借
春日部地域	14,300円	14,300円	14,300円	13	13
庄和地域	10,000円	10,000円	10,000円	4	6
市域全域	12,700円	—	—	17	19

※ 令和7年1月から12月までに公告された賃借料水準（10アールあたり）

※ 物納の場合は、玄米60キログラム23,000円に換算しています。

※ 使用貸借（賃料0円）は、集計対象から除いています。

※ 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

農地の転用には許可や届出が必要です

農地を農地以外の用途（住宅地・駐車場・資材置場等）に転用する場合には、許可申請又は届出が必要です。

また、農地を耕作しやすい状態にする農地改良も一時転用の手続が必要です。

農地法の許可を受けずに無断で農地を転用し、現状が農地以外になっても、農地法上は農地となりますので、農地法違反として工事の中止、原状回復命令等の処分や、罰則が課せられる場合があります。

農地を相続したときは届出をしましょう

相続等により農地の権利を取得したときは、農業委員会へ届出（農地法第3条の3）が必要です。

権利が確定（相続登記等）した時点で、権利を取得した方が届出書を提出してください。



第51回春日部市農業祭

日時：令和8年11月23日（月・祝）

午前8時45分～午後3時

※雨天決行

場所：アイル・アリーナ

ウイング・ハット春日部

（春日部市総合体育館）

内容：農産物品評会及び展示即売会、
農産物・加工品の販売など

農家の皆さんへ…

前日の22日に農産物品評会が開
催されます。多くの農産物の
出品をお待ちしています。

【お問い合わせ】

農業振興課

（春日部市農業団体連合会事務局）

☎739-7085



第41回庄和地域産業祭

日時：令和8年11月1日（日）

午前9時～午後3時30分

※雨天決行・荒天中止

場所：レジデンシャルパーク

SHOWA（庄和総合公園）

・庄和総合支所

内容：商工業製品や農産物・加工品の
販売など

【お問い合わせ】

庄和商工会

（春日部市庄和地域産業祭実行委員会事務局）

☎746-0611

埼玉みずほ農業協同組合（庄和中央支店）

☎746-3611

商工観光課

☎797-8029

農業振興課

☎739-7085



農地の貸し借り

農地の貸し借りには、農地

法第3条と農地中間管理事業
の二種類の手続きがあります。

農地中間管理事業は、農地
中間管理機構（埼玉県農林公
社）を介した農地の貸し借り
で、期間は10年間の設定とな
ります。

なお、従来の利用権につい
ては、現契約の満了まで有効
となりますが更新はできませ
ん。

利用権設定者（貸し手、借
り手）の設定期間満了後の貸
し借りは、農地法第3条又は
農地中間管理事業での手続き
となりますので、ご検討くだ
さい。

【お問い合わせ】

農業振興課

☎739-7085



トラクター・田植え機の 道路移動時の泥について

農地で使用した

トラクターや田植
え機などの農業機
械の移動の際、道
路上に土や泥のか
たまりなどを落と
しながら走行する
ケースが見受けら
れます。

道路に落ちた土や泥のかたまりは、
道路を汚すだけでなく、歩行者や自
転車、自動車などの通行の妨げにな
ります。

また、土や泥は滑りやすいため、
交通事故を誘発する原因にもなり大
変危険です。

農業機械で公道を移動する際は、
次のことに注意しましょう。

○田や畑から公道に出る前に、でき
るだけ土や泥を落とすよう心掛け
てください。

○道路を汚してしまった場合は、速
やかに清掃をしましょう。





- ◆夏の農作業で心がけること
- ① 日中の気温の高い時間帯を外して作業しましょう
 - ② 作業前・作業中の水分補給、こまめな休憩を取りましょう
 - ③ 帽子や吸汗速乾素材の衣服など、熱中症予防グッズを活用しましょう
 - ④ 単独作業を避けましょう
 - ⑤ 高温多湿の環境を避けましょう

農作業中の熱中症により、毎年、多くの死亡事故が発生しています。こまめな水分や塩分の補給、休憩を取る、周囲の方が協力して声をかけを行うなど、安心・安全な農作業を心がけましょう。

**農作業時の熱中症に
注意しましょう**

農業者年金は 積立年金

安心で豊かな老後のため、
農業者年金に加入しましょう

農業者年金加入条件

次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

- ① 20歳以上60歳未満の方(特例あり)
- ② 年間60日以上農業に従事
(配偶者・後継者可)
- ③ 国民年金第1号被保険者



詳細は、農業委員会事務局にご相談ください。

田畑の耕作ができなくなったら？

農地中間管理事業のしくみ



公的な機関だから安心です。

農地中間管理機構

(埼玉県農林公社)

※借り入れる農地には一定の要件があります。
詳しくは機構のホームページをご覧ください。

まとまりのある形で



お問い合わせ先

埼玉県農地中間管理機構
(公益社団法人埼玉県農林公社)

〒361-0013 行田市大字真名板1975番1
☎ 048-558-3555 FAX 048-558-3558
E-mail nouchi@sainourin.or.jp

埼玉県農林公社

検索

編集・発行 春日部市農業委員会

〒344-8577

春日部市中央七丁目2番地1

☎ 048-739-7087

編集委員会

伊藤 弘子／市川 大倫／川鍋 浩之
飯島 優子／山崎 勇喜／岡本 勉
水口 健二／森本 恒平／萩原 勝

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

2500
古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

この3年間は、猛暑やカメムシの大量発生、米価の高騰など様々な出来事がありました。農業者の皆さまの支えをいただき活動することができました。
この紙面をお借りして、皆様のご支援に改めて感謝申し上げます。

早いもので令和8年11月30日をもって今期農業委員の任期が終了します。現在の編集委員での農委だよりの発行もこれが最後となります。

編集後記